

奈良県告示第四百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理事業の名称

南大和田園都市牧野A南（2）地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

三 施行地区

五條市なつみ台一丁目の一部、三丁目及び四丁目の一部

四 事業施行期間

平成十八年一月十三日から平成二十六年三月三十一日まで

五 施行認可の年月日

平成十七年十二月二十七日

六 終了認可の年月日

平成二十六年三月十七日